

会 議 録

会 議 名	2024 年度第 4 回東浦町水道事業及び下水道事業審議会	
開 催 日 時	2025 年 3 月 6 日（木） 午後 6 時から午後 6 時半まで	
開 催 場 所	東浦町役場本庁舎 3 階 合同委員会室	
出 席 者	委員	千頭 聡委員（会長）、榎本 訓康委員（副会長） 城野 沙織委員、玉木 知恵委員、広瀬 元光委員 後藤 知酉委員（欠席委員 3 名）
	事務局	日高町長（答申時出席）、三宅建設部長、黒田建設部兼都市整備部技監、田中上下水道課長、浅田課長補佐兼下水道工務係長、石井下水道業務係長、竹内主査、唐鎌主事、村瀬技師、城平技師
議 題	答申案について	
傍聴者の数	0 名	
審 議 内 容	1 議題 2 その他	
備 考		

審議内容

●事務局

これより 2024 年度第 4 回東浦町水道事業及び下水道事業審議会を開催する。それでは、会長より議事進行をお願いする。

○会長

本日、前回に引き続き、町長へ答申するための答申案の内容を確認してもらいたい。答申案を確定させた段階で後ほど町長へ答申する予定でいる。

前回の答申案から埼玉県八潮市での県流域下水道の陥没事故について追記している。また、答申本来の内容と合わせて附帯意見も重要であるため、「独立採算に向けた明確なビジョンを示すこと」についてと「わかりやすい下水道事業の情報発信を図ること」を明記している。

一度答申案を確認してもらい各委員から意見等あれば伺う。無ければこの答申案で町長へ答申するがよろしいか。

【出席委員意見なし 答申確定】

○会長

今回、町長からの諮問に応じて答申を行うが、最終的な判断は町長や議会である。答申どおりにいくとは限らないが、審議会で出た意見として町長へ答申する必要はある。では、後ほどの段取りを事務局をお願いする。

●事務局

このまま答申に移らせていただく。準備が整うまでしばらく待つていただきたい。

【答申印刷 町長入室】

○会長

2024 年 9 月 18 日付け 6 東上第 2970 号で諮問のありましたこのことについて、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

答申の内容については、基本使用料の改定及び基本水量制の廃止、従量使用料の改定について意見する。

なお、附帯意見として、「独立採算に向けた明確なビジョンを示すこと」、「わかりやすい下水道事業の情報発信を図ること」を明記している。

●事務局

答申を受け取った町長から一言お願いする。

●町長

昨年 9 月に諮問してから 4 回に渡り審議いただいた。本日、答申された意見を踏まえ

て、本町下水道事業の持続可能な経営への取り組みを進めていく。委員の方にはご協力感謝する。

●事務局

会長からも一言願います。

○会長

今回の下水道使用料改定に限らず、様々な料金等の改定については、町民の方にとって安い方が良いのは当たり前だが、先程の町長からあったように事業として持続可能な経営を目指さないといけない。難しい判断であったと思われるが、委員を始め事務局にはご協力感謝する。

最後に事務局から何かあるか。

●事務局

東浦町水道事業及び下水道事業審議会につきましては、条例上委員の任期を2年としているため、本日の答申の付帯意見にあるように水道事業と一体で見直していく必要がある。については、来年度の2025年度に水道料金の見直しを予定しているため、委員の方々には、引き続きご協力願いたい。

さて、約半年に渡ったが無事に審議会を進めてくることができた。事務局で至らない点があったかと思うが、会長を始め各委員にはご協力感謝する。

○会長

以上で審議会を終了する。